

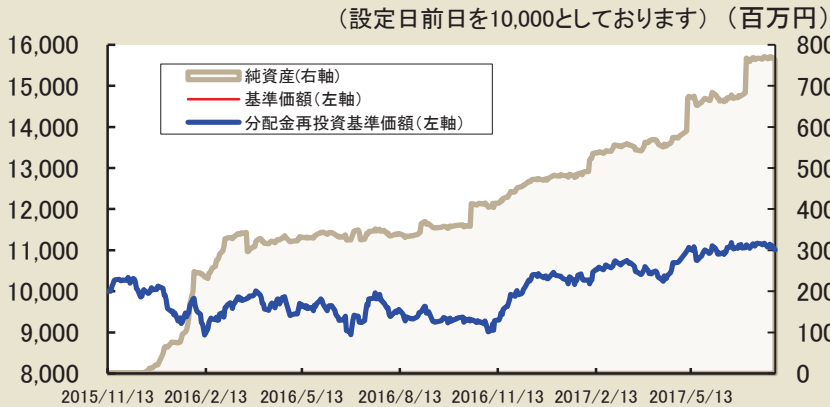


新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

設定日 2015年11月16日 決算日 原則 5月8日

追加型投信／海外／株式
2017年7月31日現在

基準価額の推移(2015年11月16日～2017年7月31日)



- ・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

資産構成

| 内訳 | 7月末 | 6月末 |
|--------------------|---------|---------|
| 新光外国株式変動抑制型マザーファンド | 98.3 % | 97.9 % |
| その他資産 | 1.7 % | 2.1 % |
| 純資産 | 763 百万円 | 677 百万円 |
| 元本 | 693 百万円 | 613 百万円 |

実質組入比率

| 内訳 | 7月末 | 6月末 |
|----------|--------|--------|
| 外国株式等 | 81.7 % | 78.2 % |
| 外国投資信託証券 | 10.0 % | 9.4 % |
| 外国先物取引 | — % | — % |

基準価額

- ・基準価額および前月比は分配落後です。
- ・基準価額は当ファンドの信託報酬控除後の価額です。

| 7月末 | 前月比 | 6月末 |
|----------|--------|----------|
| 11,007 円 | ▲0.4 % | 11,051 円 |

基準価額の騰落率

- ・基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

| | |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | ▲0.4 % |
| 3ヵ月 | 2.9 % |
| 6ヵ月 | 6.8 % |
| 1年 | 13.2 % |
| 3年 | — % |
| 5年 | — % |
| 設定来 | 10.1 % |

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

| | |
|---------|-----|
| 2017年5月 | 0 円 |
| 2016年5月 | 0 円 |
| — | — 円 |
| — | — 円 |
| — | — 円 |
| — | — 円 |
| 設定来合計 | 0 円 |

- ・当ファンドはマザーファンドを通して運用を行っております。
- ・比率および構成比は、マザーファンドの比率および構成比を当ファンドベースに換算した実質比率です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

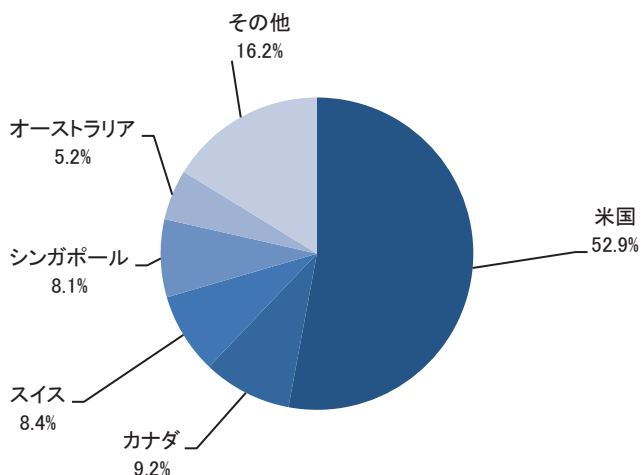


新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

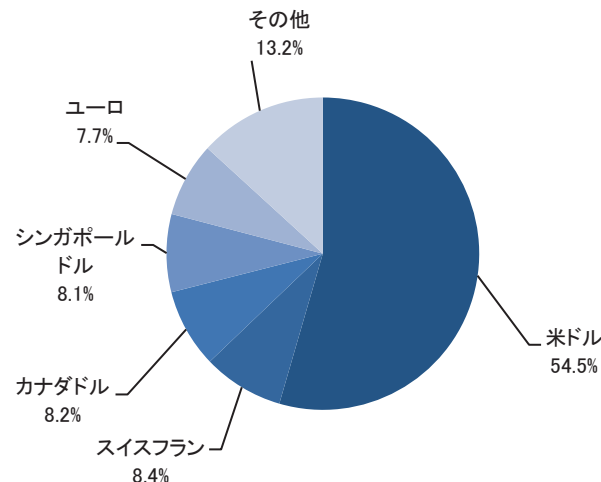
2017年7月31日現在

新光外国株式変動抑制型マザーファンドの内容

外国株式等国・地域別組入比率



外国株式等通貨別組入比率



・組入有価証券全体を100%とした比率です。
 ・比率は、小数第2位を四捨五入した数字で合計が100%とならない場合があります。

外国株式組入上位5業種

| 業種 | 構成比率 |
|--------------------------|-------|
| 1 公益事業 | 15.2% |
| 2 食品・飲料・タバコ | 12.8% |
| 3 ヘルスケア機器・サービス | 12.2% |
| 4 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 8.5% |
| 5 銀行 | 5.4% |

・業種は、世界産業分類基準(GICS)です。
 ・構成比率は、組入株式全体を100%とした割合です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

2017年7月31日現在

新光外国株式変動抑制型マザーファンドの内容

外国株式等組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | 業種 | 国・地域 | 比率 |
|-------------------|-------------------------------------|--------------|--------|------|
| 1 | MERCADOLIBRE INC | ソフトウェア・サービス | 米国 | 1.2% |
| 2 | DOLLARAMA INC | 小売 | カナダ | 1.2% |
| 3 | BARD (C.R.) INC | ヘルスケア機器・サービス | 米国 | 1.1% |
| 4 | ROGERS COMMUNICATIONS -CL B | 電気通信サービス | カナダ | 1.1% |
| 5 | KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL AG-REG | 運輸 | スイス | 1.1% |
| 6 | PARTNERS GROUP HOLDING AG | 各種金融 | スイス | 1.1% |
| 7 | VOESTALPINE AG | 素材 | オーストリア | 1.1% |
| 8 | EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG | 素材 | スイス | 1.1% |
| 9 | AMERICAN TOWER CORPORATION | — | 米国 | 1.1% |
| 10 | LINK REIT | — | 香港 | 1.0% |
| 外国株式等組入上位10銘柄比率合計 | | 11.1% | | |
| 外国株式等組入銘柄数 | | 112銘柄 | | |

- ・業種は、世界産業分類基準(GICS)です。
- ・比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。
- ・比率は、小数第2位を四捨五入した数字で合計と合わない場合があります。
- ・業種欄の — は投資信託証券です。

ファンドマネージャーのコメント ・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

月間の運用経過

《市況》

米国株式はイエレン米連邦準備制度理事会(FRB)議長が緩やかな利上げ見通しを示したことや長期金利の低下、大手企業による好調な4-6月期決算等を受けて、上昇基調で推移しました。欧州株式は欧州中央銀行(ECB)資産買い入れ縮小観測を受けたユーロ高の進行や独自動車メーカーがカルテルを結んでいたとの報道等が重石となり、軟調な推移となりました。アジア株式は、中国を中心とした経済指標の改善やインドにおける税制改革の進展等を受けて上昇しました。

《運用経過》

設定解約に合わせてマザーファンドの売買を行いました。

《マザーファンドの運用経過》

欧米の主要株式市場は底堅く推移したものの為替相場で米ドル安が進んだこともあり、マザーファンドの基準価額は下落しました。

個別銘柄でみるとフィンランドの医薬・医療機器メーカーが大きく下落したことで基準価額の下押し要因となる一方、米国オンライン取引会社の上昇がプラスに寄与しました。

国別でみるとフィンランドや豪州によるマイナスの影響が大きくなりました。

業種別では医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンスのほか、食品・飲料・タバコやヘルスケア機器・サービスなどがマイナス要因となりました。

今後の運用方針

資金の流出入に配慮しながら、マザーファンドを高位に組み入れる予定です。

《マザーファンドの運用方針》

日本を除く世界の主要国の金融商品取引所上場株式に投資を行い、投資信託財産の成長を目指した運用を行います。銘柄選定にあたっては、各銘柄の流動性や財務状況等を勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮した上で、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

当ファンドは、主として日本を除く世界の主要国の株式にマザーファンドを通じて投資します。実質的に組み入れた株式の値動きや、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主として新光外国株式変動抑制型マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、日本を除く世界の主要国の株式に実質的に投資を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

＜マザーファンドの運用方針＞

- ・日本を除く世界の主要国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。
- ・銘柄選定にあたっては、各銘柄の流動性や財務状況などを勘案し、全体のリスク・リターン特性も考慮したうえで、株価変動による価格変動を最小化することを目指してポートフォリオを構築します。
- ・効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引などを利用することがあります。

2. 株式の実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

4. 原則として、年1回(毎年5月8日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|----------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |
| 信用リスク | 有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |
| 流動性リスク | 有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |
| 金利変動リスク | 公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり量が小さかった場合も同様です。



新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後2時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(2015年11月16日設定) |
| 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |
| その他 | 当ファンドは、ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。したがって、当ファンドのお申込みは、販売会社にラップ口座を開設した投資者等に限りです。 |

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。 |

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|--------------|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.4968%(税抜0.46%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



新光外国株式変動抑制型ファンド(ファンドラップ)

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 |
|-----------|----------------------------|---|
| みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号 | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)